

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

移住顕在層及び潜在層を着実に惹きつけ、行政の移住相談窓口だけでなく、オンライン上でも属性に応じた情報を個別に提供することで、現地訪問など移住行動のリアルへの円滑な移行も含め、行動変容を促し、オンライン上で把握した移住世帯数 370 世帯の実現を目指すため、オンライン上での接触から移住に至るまでの移住促進に関連する取組の進行管理及び改善策の提案等の業務を委託するものとする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和5年5月1日（月）から令和6年3月31日（日）まで

(4) 予算額

13,061 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和5年3月30日（木）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和5年4月7日（金）午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和5年4月10日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県地域政策局地域力創造課

イ 提案書提出期限

令和5年4月12日（水）午後5時(必着)

ウ 提出書類

「令和5年度移住促進に係るPMO（全体管理）業務企画提案書作成要領」による書類

(5) 提案書に関する審査

ア 第1次審査（書面審査）

提案書の提出が3件を超えた場合、全提案の中から優れた提案3件程度を選定する。

結果通知日：令和5年4月17日（月）

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査）

実施予定日：令和5年4月20日（木）

出席者：公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

時 間：1 提案者当りの説明時間は 30 分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20 分以内

質疑応答：10 分以内

会 場：オンライン

出席者：審査への参加は 3 名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任
予定者とする。

その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。プレゼンテーションを
実施する際の、パソコンや表示するデータは提案者で用意すること。

結果通知日：令和 5 年 4 月 21 日（金）

(6) 提案書の取り下げについて

ア 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式 7】を提出すること。

提案書の提出後契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】

企業グループで参加する場合は、グループ構成書【様式 5】及び委任状【様式 6】をあわせて提出すること。

(イ) 会社概要説明書【様式 3】

(ロ) 業務実績書【様式 4】

(エ) 印鑑証明書：受付日前 3 か月以内に発行されたもの（写し可）

(オ) 登記事項証明書：受付日前 3 か月以内に発行されたもの（写し可）

(カ) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

(キ) 納税証明書：広島県の納税証明書（広島県県税事務所が発行している「広島県税及び地方法人特別税について滞納がないこと」を称した書面）及び消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（受付日前 3 か月以内に発行されたものに限る）の写し（様式については、「令和 4～6 年広島県物品・委託役務競争入札参加資格申請の手引（随時受付・政府調達）」の別紙「入札参加資格審査の申請に係る納税証明についてのお願い」参照※）

※<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/4-6nyuusatsusanka.html>

※ただし、平成 3 年広島県告示第 670 号（令和 4 年から令和 6 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「55C システムの設計・開発」、「55E ホームページ作成・管理」、「55G IT コンサルティング」、「56A 広告・広報」のいずれかの資格を認定されている者については、上記(エ)～(キ)の提出は必要ないものとする。

(ク) 委任状【様式 6】

※グループで応募する場合は構成者全員分を提出するものとする。

(ケ) 電子データの保存等に関する申出書【様式 8】

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。

（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【様式 2】により、電子メールにて提出すること。

《送付先アドレス》 chisouzou@pref.hiroshima.lg.jp

提出にあたっては、件名を「令和 5 年度移住促進に係る PMO（全体管理）業務」とし、送信後、提出先（広島県地域政策局地域力創造課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《地域力創造課電話番号》082-513-2581（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。

(9) 最優秀選定者に係る業務の打ち合わせについて

最優秀として選定された者は、令和 5 年 4 月 28 日（金）13：00 から広島県地域政策局地域力創造課にて、業務の打ち合わせを行うこととする。

(10) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県地域政策局地域力創造課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和 5 年 4 月 26 日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和 5 年 4 月 27 日（木）までに、書面により行う。

(11) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を部分払することができることとする。

(12) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(14) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行

うことがある。

(15) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(16) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(17) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式【様式1】

(3) 契約書（案）

(4) 仕様書

(5) 企画提案書作成要領

(6) 提案書評価基準

(7) 仕様書等に関する質問書の様式【様式2】

(8) 様式類

【様式3】会社概要説明書

【様式4】業務実績書

【様式5】グループ構成書

【様式6】委任状

【様式7】取り下げ願い書

【様式8】電子データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県地域政策局地域力創造課

担当 植木，森上

電話 082-513-2581（ダイヤルイン）